

事務連絡
令和5年12月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、令和3年6月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生するなど、登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

千葉県八街市の事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日付け3教参学第8号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和5年8月28日付け「『通学路における合同点検』に関する令和5年9月末時点の取組状況の報告について（依頼）」に基づき対策の実施状況について報告していただいたところですが、この度、通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で76,404箇所対策必要箇所のうち、67,292箇所について対策が講じられました。なお、教育委員会・学校の対策必要箇所については、41,437箇所のうち、40,871箇所について対策が講じられました。今後予定している対策については、暫定的な安全対策を含め、令和5年度末までに完了できるよう、引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いいたします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いいたします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いいたします。

各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し，各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し，各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し，各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し，それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(内線：2695)
E-mail：anzen@mext.go.jp

令和5年12月15日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和5年9月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和5年9月末時点)

対策必要箇所(全体数)	箇所数	箇所数		割合
		対策済	暫定的な安全対策を含む	
対策必要箇所(全体数)	7万6,404か所	対策済	6万7,292か所	88.1%
		暫定的な安全対策を含む	7万2,427か所	94.8%
教育委員会・学校による対策箇所	4万1,437か所	対策済	4万0,871か所	98.6%
		暫定的な安全対策を含む	4万0,939か所	98.8%
道路管理者による対策箇所	3万9,071か所	対策済	3万1,158か所	79.7%
		暫定的な安全対策を含む	3万5,472か所	90.8%
警察による対策箇所	1万6,996か所	対策済	1万6,723か所	98.4%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,739か所	98.5%

- ※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。
- ※3 対策必要箇所(全体数)、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数(1,463か所、うち対策済1,324か所)を含む。
- ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
- ※6 暫定的な安全対策を含む対策済箇所数及び割合は、暫定値である。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

（令和5年9月末時点）

都道府県名 ※1	対策必要箇所（全体数） ※2,3			対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
				教育委員会・学校		道路管理者		警察	
	対策済	対策済（暫定的な安全対策を含む） ※5,6		対策済	対策済	対策済	対策済	対策済	
北海道	1,845	1,741	1,831	1,634	1,631	490	384	299	298
青森県	691	633	683	531	521	268	192	129	121
岩手県	908	777	818	518	518	389	290	171	167
宮城県	1,600	1,420	1,503	1,291	1,274	538	423	357	339
秋田県	347	288	333	239	238	154	96	96	95
山形県	704	624	669	487	487	394	315	204	204
福島県	1,289	1,093	1,177	702	701	782	609	380	380
茨城県	1,860	1,613	1,724	727	727	786	594	523	507
栃木県	1,321	1,107	1,172	567	564	586	380	195	195
群馬県	1,039	972	1,039	421	420	595	539	418	418
埼玉県	4,581	3,527	3,901	2,234	2,134	2,945	2,101	855	804
千葉県	4,044	3,896	4,026	2,076	2,072	2,848	2,704	644	644
東京都	4,497	4,276	4,311	1,936	1,936	1,971	1,880	1,092	1,054
神奈川県	5,141	4,912	4,997	2,578	2,517	1,602	1,442	1,515	1,515
新潟県	2,129	1,884	2,066	1,591	1,568	776	540	272	270
富山県	899	660	805	355	350	565	338	138	138
石川県	808	771	788	383	380	449	413	229	229
福井県	416	369	396	142	138	240	196	96	96
山梨県	1,254	1,042	1,136	578	555	709	533	238	238
長野県	2,340	1,916	2,144	1,367	1,367	1,448	1,047	266	266
岐阜県	1,537	1,349	1,491	664	647	1,048	875	158	154
静岡県	1,101	1,039	1,070	614	607	566	522	256	253
愛知県	4,054	3,926	3,967	1,473	1,462	1,823	1,733	1,190	1,165
三重県	1,537	1,480	1,498	973	973	708	662	448	447
滋賀県	773	620	650	433	410	445	318	56	56
京都府	1,287	1,151	1,250	666	642	748	638	405	405
大阪府	3,891	3,507	3,855	1,907	1,816	1,749	1,459	1,337	1,335
兵庫県	2,867	2,571	2,742	1,872	1,847	1,613	1,397	549	539
奈良県	1,334	1,228	1,284	681	665	846	757	308	306
和歌山県	787	667	763	578	578	397	281	145	145
鳥取県	456	348	450	109	109	275	168	114	111
島根県	1,156	895	960	395	389	736	496	167	153
岡山県	1,423	1,280	1,391	864	864	647	516	398	386
広島県	1,535	1,224	1,388	750	729	883	589	268	266
山口県	975	808	975	972	972	575	414	258	252
徳島県	701	652	669	439	439	304	260	215	213
香川県	1,475	1,308	1,475	1,019	1,019	643	477	355	355
愛媛県	911	819	858	378	378	427	344	304	304
高知県	554	398	513	264	255	379	233	115	114
福岡県	2,365	2,038	2,201	1,061	1,061	1,361	1,049	470	470
佐賀県	814	496	555	186	184	679	346	64	63
長崎県	868	704	868	661	660	567	404	106	101
熊本県	1,742	1,569	1,711	1,265	1,254	678	519	467	457
大分県	923	770	923	889	889	525	376	142	142
宮崎県	1,016	840	998	347	347	561	385	195	193
鹿児島県	1,397	1,121	1,337	903	903	848	587	158	154
沖縄県	1,212	963	1,066	717	674	505	337	231	206
合計	76,404	67,292	72,427	41,437	40,871	39,071	31,158	16,996	16,723

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,463か所、うち対策済1,324か所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

※6 暫定的な安全対策を含む対策済箇所数及び割合は、暫定値である。